

## 令和6年度 事業承継促進事業補助金【募集要領】

令和6年度 事業承継促進事業補助金の募集要領は以下のとおりですので、募集要領の内容を確認いただいたうえで、申請をお願いいたします。

### 1. 目的

事業承継後の円滑な事業展開を含めた、事業承継に係る初期準備費用を補助することにより、本市における事業承継の拡大を図り、地域経済の活力維持と更なる新陳代謝の促進に寄与することを目的とします。

### 2. 区分

#### ◎親族内承継

- ・市内に主たる事業所を有する事業所における代表者の親族が、市内に主たる事業所を設置後、当該事業を承継し、かつ、事業承継する日以後、市内に居住するもの

#### ◎従業員承継

- ・市内に主たる事業所を有する事業所の従業員であり、かつ、事業を営んでいない者が、市内に主たる事業所を設置後、当該事業を承継し、かつ、事業承継をする日以後、市内に居住するもの

#### ◎第三者承継

- ・市内に主たる事業所を有する事業者が、県内嶺北地域（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）に主たる事業所を有する事業所を取得し、かつ、その事業を継続するもの

### 3. 補助対象者

以下の(1)～(6)の要件を全て満たす者であることが必要です。

- (1) 交付決定日以降に事業承継をする者であって、その代表となる者（親族内承継・従業員承継）
- (2) 交付申請日の90日前以降に事業承継をする者（第三者承継）
- (3) 交付申請年度の前々年度の4月1日から交付申請日の前日までの間に、福井県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受け、同センターからの推薦を受けた者
- (4) 市町村税を滞納していないこと
- (5) これまでに事業承継促進事業補助金の交付決定を受けたことがないこと
- (6) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと

#### 4. 補助対象事業

以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業であることが必要です。

- (1) 承継する事業について、国、県、市その他の公的機関が実施する補助を受けている事業でないこと
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に基づき許可を受けなければならない事業所でないこと
- (3) 支店、支社、フランチャイズチェーン店、のれん分け等としての事業でないこと

#### 5. 補助限度額及び補助率

補助限度額及び補助率は以下のとおりです。なお、審査の過程において、予算額、総採択件数、個別経費の内容等を精査し、申請額より減額する場合がありますのであらかじめご了承ください。

- (1) 補助限度額 100万円
- (2) 補助率 1/2

#### 6. 補助期間

- (1) 開始日 交付決定日
- (2) 終了日 令和7年3月31日（月）

補助事業終了後60日を経過する日又は、令和7年3月31日（月）のいずれか早い日までに、支払いを終え、実績報告書等を提出する必要があります。

#### 7. 補助対象経費

経費	補助対象経費	
工事費	・ 事業承継する事業所等に係る改築、解体及び撤去等に必要経費	
設備費	・ 事業承継後の事業実施に必要な機械装置、器具等の購入、改造に要する経費	
備品購入費	・ 事業承継後の事業実施に必要な物品の購入に要する経費 (車両及び汎用性のある品を除く。)	
商品開発費	・ 継続する事業に係る商品開発のための試作費のうち、外注加工費、委託料、技術指導費、産業財産権導入費	
	外注加工費	・ 原材料等の再加工、設計等を外注する場合に要する経費 ・ 自社で直接実施することができない開発又は適当でない開発の一部について、他の事業者への外注に要する経費
	委託料	・ 分析、試験、調査等を委託する場合に要する経費
	技術指導費	・ 開発に当たって外部からの技術、デザイン等の指導を特に必要とする場合に要する経費

	産業財産権導入費	・産業財産権の導入に要する経費
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット、カタログ等のデザイン及び印刷に係る経費 (名刺の印刷費を除く。)</li> <li>・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、マスコミ広告に係る経費 (サーバーメンテナンス費等の継続的な経費を除く。)</li> </ul>	
会社の承継に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の承継に伴う、司法書士、行政書士等に支払う官公庁への申請資料作成経費 (税金(消費税及び地方消費税、登録免許税等)、収入印紙、各種証明書交付手数料等を除く。)</li> </ul>	

(1) 補助対象となる経費は、次の事項を全て満たすものとなります。

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- ・領収書、振込依頼書、請求書などの証拠資料等によって金額及び内訳が確認できること
- ・契約日、発注日、購入日等の全てが交付決定日以降であること
- ・工事費については完了日が、それ以外の経費については納品日が、交付決定日以降であること
- ・支払日が実績報告日前であること

(2) 下記に該当する経費は対象となりません。

- ・承継する事業について、国、地方公共団体、独立行政法人から、同一の経費について補助を受けている事業経費
- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・金融機関などへの振込手数料(取引価格の内数になっている場合を除く。)
- ・汎用性があり、事業以外での目的外使用になり得るもの  
(例：ノートパソコン、文書作成ソフトウェア、タブレット端末等の購入費 等)
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) その他

- ・支払は原則銀行振込又は現金で行ってください。

## 8. フォローアップ

事業承継後6月を経過して以降の確定申告又は決算ごとに少なくとも2回、経過報告書を提出し、面談を受けていただきます。

## 9. 申請方法

- ・福井県事業承継・引継ぎ支援センターに、問い合わせをお願いします。
- ・申請書等の様式は、同センターにて配布します。
- ・申請書類提出後の書類の差し替え、追加提出は原則行いません。
- ・提出された申請書等は返却いたしません。

## 10. 取り消し

交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消しを受けた者が既に補助金の交付を受けているときは、当該取り消しにかかる金額を指定の日までに返還していただきます。

- (1) 交付決定事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の目的に反したとき。
- (5) 正当な理由なく、フォローアップ面談を受けなかったとき。
- (6) 承継する事業について、国、県、市その他の公的機関が実施する補助を受けたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

## 11. 問い合わせ先

○福井県事業承継・引継ぎ支援センター

〒918-8580 福井市西木田2-8-1 (福井商工会議所ビル2階)

連絡先：0776-33-8279

E-mail：[info@fukui-shoukei.jp](mailto:info@fukui-shoukei.jp)

○福井市 商工労働部 商工振興課

〒910-0858 福井市手寄1-4-1 (アオッサ5階)

連絡先：0776-20-5325

E-mail：[syukou@city.fukui.lg.jp](mailto:syukou@city.fukui.lg.jp)